

* 今号は、①近畿ブロックいのち健学習交流集会、②いのち健京都センター2022年度第6回理事会、③労働情報ザッピング、④今月の一冊、⑤いのち健京都センター第25回定期総会のご案内臨時号です。

「近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会 in 京都」開催！

7月22日午後、ラポール京都において、今年で第13回となる「近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会」が開催されました（主催は全労連近畿ブロックといのち健近畿連絡会）。

集会は、いのち健京都センターの岩橋事務局長の司会で進められ、主催者あいさつを全労連近畿ブロックの管義人議長（全労連副議長・大阪労連議長）が行いました。

中島正雄京都府立大学名誉教授が、記念講演「ハラスメント防止法と職場のハラスメントの根絶をめざすとりくみ」を行いました。

中島先生は、①ハラスメント防止に関する法制度の経緯、②パワハラ防止法の内容、③パワハラ防止法の意義・問題点・課題、④パワハラの実態とパワハラ防止の取り組みをわかりやすくていねいに説明されました。そして、「職場のハラスメントを防止し、根絶する上で、労働組合の果たす役割は極めて大きい」、「団体交渉、労使協議、安全衛生委員会の積極的活用を」と強調、「ハラスメントの根絶は、職場環境の大きな変化をもたらす、労働者が自由に発言できる職場・働きがいのある職場をつくり、労働者の権利・自由の確保、賃金・労働時間等の労働条件の改善に結びつく」と展望を語り、最後に「労働組合は誇りをもって運動の先頭に」立とうと呼びかけました。



続いて、近畿6府県から報告や訴えが行われ、京都からは京都府立高教組の馬場勝幸書記長が「教職員のパワハラ防止のとりくみ」を報告しました。梶川憲京都総評議長が「まとめと閉会あいさつ」を行い終了しました。

参加は、会場参加40人、オンライン参加8人、合計48人で、京都からの参加は12人でした。

いのち健京都センター2022年度第6回理事会

7月26日の夜、働くもののいのちと健康を守る京都センター（いのち健京都センター）の2022年度第6回理事会が開催されました。第6回理事会は、梶川憲副理事長（京都総評議長）の司会進行、岩橋事務局長の議案の報告と提案で行われました。理事会の冒頭、河本一成理事長があいさつしました。

【理事長あいさつの要旨】

コロナは感染法上の位置づけは「5類」となったが、終息はしていない。検査をすれば陽性とする。きちんと調べていないため、実態が分からなくなっている。高齢者施設では引き続きクラスターも発生している。マイナカードの強行や軍拡予算・軍需産業の育成など、岸田内閣の悪政は目に余るものがある。自衛隊の祝園弾薬庫にミサイルが配備されるという話も聞いた。国の金の使い方を変えていかなくてはならない。8月の定期総会の成功に向け、よろしくお願ひしたい！

理事会では、前回理事会以降の活動経過が報告され、この間の働くもののいのちと健康をめぐる情勢の推移について意見交換を行いました。

協議事項では、8月29日（火）に開催する第25回定期総会の諸準備について協議。議案（①2022年度事業報告、②2022年度会計決算及び監査報告、③規約の開催、④2023年度事業計画、⑤2023年度予

算、⑥次期役員体制)について協議し、第25回定期総会の構成(代議員選出基準)、次第と任務分担についても確認しました。

最近の労働情報ザッピング

1 日本のジェンダーギャップ指数さらに下がる!~世界で125位!!~

6月21日、世界経済フォーラムは、2023年版の「ジェンダーギャップ指数」を発表しました。日本は総合ランキングで146か国中125位と昨年より順位を9つ落としました。政治分野が138位で、経済分野が123位でした。日本はG7(先進主要7か国)で最下位、韓国(105位)や中国(107位)よりも低く、東アジア・太平洋地域19か国中最下位となっています。

2 2022年度過労死等の労災補償の状況~精神障害の労災請求は過去最高!~

6月30日、厚労省は、2022年度の「過労死等の労災補償状況」を公表しました。脳・心臓疾患や精神障害などの過労死等に関する請求件数は、全体で3,486件と前年比387件・12.5%も増えています。

脳・心臓疾患の労災補償の状況は、請求件数は803件(前年比50件増)で、内過労死事案は218件(前年比45件増)、決定件数は509件で、内過労死事案は139件、支給決定件数は194件(労災認定率38.1%)、内過労死事案は54件(労災認定率38.8%)となっています。業種別には、運輸・郵便業、特に道路貨物運送業が多く、職种的にも輸送・機械運転従事者、特に自動車運転従事者が多くなっています。年代的には、請求件数では、50歳代~60歳代~40歳代の順となっています。

精神障害の労災補償状況では、請求件数が2,683件(前年比337件・14.4%の増加)で過去最高となりました(内未遂を含む自殺事案は12件増の183件)。決定件数は1,986件で内支給決定件数は710件(認定率は35.8%)、未遂を含む自殺では、決定件数155件で内支給決定件数は67件(認定率43.2%)。

業種別では、請求・支給決定件数ともに、「医療・福祉」、「製造業」、「卸売業・小売業」の順。医療・福祉の内「社会保険・社会福祉・介護事業」が最多でした。職種別には、「専門的・技術的職業従事者」、「事務従事者」、「サービス業従事者」の順。年代別には、請求件数では、「40歳代」~「30歳代」~「50歳代」の順で、支給決定件数では、「40歳代」~「20歳代」~「30歳代」の順でした。出来事別では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」がトップ。

3 労働局・監督署などの2022年度労働相談の状況~いじめ・嫌がらせが最多!~

6月30日、厚労省は、2022年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました。それによれば、全国の労働局と監督署などに設置した「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合相談件数は、15年連続で100万件を超え、高止まりしています。紛争の内容は、「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多となっています。

2022年度の総合労働相談件数124万8,368件で、打ち合わせは「法制度の問い合わせ」86万1,096件、労働基準法等の違反の疑いがあるもの18万8,515件、民事上の個別労働紛争相談27万2,185件(いじめ・嫌がらせ69,932件、自己都合退職42,694件、解雇31,872件)となっています。

「いじめ・嫌がらせ」は前年度比▲18.7%となっていますが、別途発表された「労働施策総合推進法の施行状況」によれば、パワハラ防止措置(法30条の2第1項関係)に関するものが44,568件、パワハラ相談を理由とした不利益取扱い(法30条の2第2項関係)が1,581件となっていて、いじめ・嫌がらせが実際に減っているわけではありません。

4 2022年国民生活基礎調査~単独世帯が増え、平均世帯所得は下がる!~

7月4日、厚労省は、3年毎に行っている、2022年の「国民生活基礎調査」の結果のとりまとめを公表し

た。

世帯の状況では、**単独世帯**が1785.2万世帯で全世帯の32.9%と、世帯数・割合とも過去最高となっています。**高齢者世帯**は1693.1万世帯で全世帯の31.2%と、世帯数・割合とも過去最高。**児童のいる世帯**は991.6万世帯で全世帯の18.3%と、世帯数・割合とも過去最少。

所得等の状況は、**1世帯当たり平均所得金額**は545.7万円で、前回552.3万円より低下しました。**相対的貧困率**は15.4%で、前回15.7%より若干の改善。**子どもの貧困率**は11.5%と前回14.0%より2.5%改善しましたが、ひとり親世帯では44.5%と依然としてきわだって高くなっています。**生活が「苦しい」と答えた世帯**は51.3%で過半数を超えています（前回54.4%）。

介護の状況では、**介護者と要介護者のどちらも65歳以上の世帯**は63.5%（前回59.7%）と上昇傾向。

5 精神障害の労災認定基準の見直し

7月4日、厚労省は、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」の報告書を公表しました。厚労省は、「評価表の明確化により、より適切な認定、審査の迅速化、請求の容易化を図る」としています。

【報告書のポイント】

1 業務による心理的負荷評価表の見直し

① 具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等

- i （追加）具体的出来事に「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）
- ii （追加）「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」

② 心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充

- i パワハラ6類型のすべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記。
- ii 一部の心理的負荷の共同しか具体例が示されなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記。

2 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲の見直し

- ・ 悪化前おおむね6カ月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときは、悪化した部分について業務起因性を認める

3 医学意見の収集方法を効率化

- ・ 特に困難なものを除き、専門医1名の意見で決定できるよう変更。

6 最高裁、定年再雇用賃下げ問題で判断！

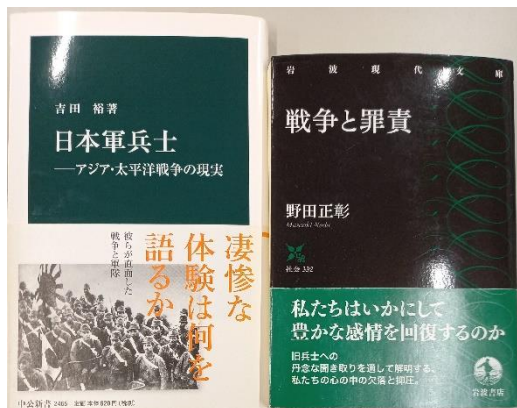
7月20日、最高裁は、「定年後の再雇用で仕事内容は同じなのに基本給が18万円から8万円と大幅に減額されたのは違法だとして、差額分の支払いを求めた裁判」の判決を言い渡しました。「定年前の6割を下回るのは違法」とした二審名古屋高裁判決を、「基本給と賞与の性質や支給する目的をふまえて、その違いが不合理かどうか検討すべき」だが、その検討がされていないとして破棄、審理を差し戻しました。原告の代理人の弁護士は、「前進の可能性のある判決。具体的に趣旨や目的を会社に明らかにさせていけば、100%に近い賃金を支払わせる可能性がある。これ以上悪くならないとは思わない」と述べました。

7 2022年の「就業構造」～女性の就業率は過去最高！～

7月21日、総務省は、**2022年の「就業構造基本調査結果」**を発表した。**女性の就業率**は前回2017年の調査から2.5%増の53.2%。未就学児の子育てをしている男女に占める就業者の割合も85.2%と過去最高。就業者数は6,706万人、女性は3,035万人で過去最高、男性は3,671万人で微減。女性の25～39歳の就業率は81.5%で初めて8割を超えた。**出産や育児で過去1年間に離職した人は**前回より6.7万人減の14.8万人。**介護や看護のため離職した人は**7千人増の10.6万人。**1年間でテレワークをした**

人は1,265万人で就業者の19.1%。実施頻度は年間の20%未満が654万人、80%以上が228万人。

今月の2冊：吉田裕「日本軍兵士」、野田正影「戦争と罪責」



8月は、6日・9日の広島・長崎への原爆投下、15日の終戦記念日と、戦争と平和についてあらためて考えることが多い月である。編集子は、1954年生まれで、考えてみれば第二次世界大戦、アジア・太平洋戦争が終わってまだ9年しか経っていなかったのであるが、戦争の体験のない戦後生まれの“戦争を知らない子どもたち”の一人である。日本では、空襲、広島・長崎、満州引き揚げ・シベリア抑留など、戦争被害の面を語られることが多いが、言うまでもなくアジア・太平洋戦争は、日本がアジア・太平洋地域の国々を侵略・占領し、2千万人にも及ぶ人々を殺害した絶対に許されない侵略戦争だった。わたしたちは、戦争の、しかも侵略戦争の真実をしっかり学び、今日に生かしていかなければならない。日本の学校教育で、侵略戦争の真実がほとんど教えられていないという現実をふまえるならば、ほんとうに目的意識的に学んでいかなければならない。そうしたときの絶好の本が今回紹介する吉田裕「日本軍兵士 - アジア・太平洋戦争の現実」（中公新書）と野田正影「戦争と罪責」（岩波現代文庫）の2冊。前著は「兵士の目線・立ち位置」から、アジア・太平洋戦争における悲惨な戦場の実相、兵士たちが直面した過酷な現実（230万人の戦没軍人の過半数が「餓死」だった等々）を明らかにし、後著は「戦争で残虐行為を行った兵士たちの心情」を精神病理学者が丹念に聞き取り調査をしている。今日、ロシアのウクライナ侵攻、敵基地攻撃能力の保有と大軍拡・増税に立ち向かっていく上で、“必携”“必読”の2冊！

働くもののいのちと健康を守る京都センター

2023年度(第25回)定期総会のご案内

- 開催日時：2023年8月29日（火）
午後6時30分～8時30分
 - 開催場所：ラポール京都（京都労働者総合会館）4階・第7会議室
（四条御前西入ル北側スグ）
 - 議案：2022年度事業報告、2022年度決算及び監査報告
2023年度事業計画、2023年度予算案、
規約の改正、次期役員を選出
- * ふるって、ご参加ください！（傍聴歓迎！）



2023年度過労死等防止対策シンポジウムにご参加を！

- 開催要項：2023年11月24日（金）午後1時30分～4時30分
池坊短期大学・心洗館地下1階・こころホール（京都市下京区四条室町鶏鉾町491）
主催：厚生労働省・京都労働局、協力：過労死防止京都連絡会
- 主な内容：京都労働局からの報告～最新の過労死防止白書を中心に～
過労死ご遺族からの体験談発表
基調講演（講師は津野香奈美神奈川県立保健福祉大学准教授、著書に「パワハラ上司を科学する」）など